

# 審査基準

令和7年3月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の5第4項
処分の概要：教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の5第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第56条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間： 3日（書換えにあつては1日）（行政庁の休日は含まない。）
申請先：申請者の住所地又は法人の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問い合わせ先：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 TEL 045-211-1212 内線3024, 3034
備考：